第37回総会議事録

(令和5年7月25日開催)

横浜市南西部農業委員会

	横浜市南南	西部農業委員会 第 37 回総会 議事録				
日時	令和5年7月	25日(火曜日)14時00分16時00分				
開催場所	戸塚区役所	8階大会議室A				
	総農業委員数	25 名				
出席者	出席農業委員数 24名					
の状況	(農業委員 13 名・農地利用最適化推進委員 11 名)					
	欠席農業委員	数 1名(別添出欠状況表のとおり)				
開催形態	公開(傍聴者	0名)				
	第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分につい て				
	第2号議案	農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定に ついて				
	第3号議案	相続税の納税猶予に関する適格者証明について				
	第4号議案	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている 旨の証明について				
	第5号議案	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について				
	 第 6 号議案	農地造成工事の承認について				
	第7号議案	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について				
	第8号議案	買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について				
	第9号議案	「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一 部改定について				
	2 報告事項					
	第1号	農地法第3条の3の規定による届出について				
	第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理 について				
	第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理 について				
	3 その他					
		人・農地プランについて				
審議結果	第1号議案					
	4号	許可				
	5号	許可				
	6号	許可				
	第2号議案					
	1号	保留				
	第3号議案					

6号 承認

7号 承認

8号 承認

第4号議案

12 号 承認

13 号 承認

14 号 承認

第5号議案

戸 14-16 承認

戸 14-17 承認

戸 15-01 承認

第6号議案

4号 承認

第7号議案

2号 承認

3号 承認

第8号議案

瀬谷 109 承認

第9号議案

承認

議事

事務局

(開会 午後2時00分)

農業委員会会議規則により北村会長が議長になる。

出席委員数報告。

議長

第 37 回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は 24 名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第 37 回総会を開会いたします。議事録署名人は、青木司光委員と安西健一委員にお願いします。

それでは議題に入らせていただきます。本日は先に第9号議案「「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改定について」から審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局 農政推進課

本件は環境創造局農政推進課より説明をいたします。

<農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定内容について説明>

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、市で農業経営の規模の目標等について定めている基本構想を改正します。施策等の時点修正および法改正の内容を反映予定で、農業委員会に意見照会を行うこととなりました。委員会等の意見反映後、県と協議を行い市報にて改正を公告します。

安西健一委員

基本構想改訂の概要に、法改正に伴う内容の追加と削除とありますが、 農地利用集積円滑化事業に関する事項の削除と書いてありますが、普通考 えると集積化と集約化というのは 1 つのものになっていると思うのです が、なぜ今回の場合には集約に重きを置いて集積化を削除したのか、その あたりを教えていただきたい。

農政推進課

削除された農地利用集積円滑化事業というのが、集積化という名義になってはいますが、農地中間管理事業という貸し借りが始まる前段の事業になるので、仕組みとしては集約化に重きを置いている所は変化はないです。旧事業は横浜市が農地利用集積円滑化事業の集積団体だったので、農地の貸し借りをする時に横浜市が貸し手、借り手から情報をもらってマッチングをするという既存の事業があったところが、農地中間管理事業というマッチングをする主体が横浜市から農地中間管理機構に移行した制度が農地中間管理事業。こちらに事業が移行したため、法律そのものから円滑化事業というのが削除されてしまったので、基本構想上もこちらの事業については削除しています。集約化は認定農業者と力のある農業者さんのところに農地の集約化を図るのを進めつつ、集積化という土地としてはいろんなところにある、畑を作れなくなった方が作れる方に作ってもらうという集積化というのを進めていくものです。

安西健一委員

現実的に、横浜市の場合に市街化とかいろんなものをしてきて、尚且つ相続で相続人に土地を渡したりして土地自体が虫食い状態になってしまっているところがありますよね。他の地方は集積化ができますが横浜市の場合、集積化は現実的に難しいっていうのはあるのでしょうか。

農政推進課

小規模農地が点在している状況に十分留保したかたちで、農地の貸し借りを進める。畑を集めてくるのではなくて点在した状態であっても耕作ができるような状態で貸し借りを進めていくのを横浜市として進めてほしい御意見をいただいたところで、まさに同じような主旨で、既存通り利用権設定にしても畑の場所を変えて貸し借りを進めるというのは、あまり横浜市は進めていなくて、例えば東俣野地区にしても小規模で点在している状態ではあるけれども小規模ながらも借りられる方を見つけてマッチングして貸していくというのを進めていくというのを今後進めてしていくつもりです。

奥村委員

今更ですが、人農地プランは地域計画に名前は変えたけれども、実質的には中身はそんなに大きく変わっていないのだろうと想像するのですが、計画策定のプロセスを別紙で拝見すると、安全と課題の共有、話し合いなどを行う。今いただいた9ページのところでは、地域での話し合いにより目指すべき本来の農地利用の違いを明確化にする。地域単位で 話し合いがあちこちで繰り広げられて、それを総合化したものが横浜市全体の人農地プランというふうに積み上げられていくだろうイメージがあるのですけれども、その話し合いの単位というのは、どういう単位をいうのかというのかが一つと、それから農業委員会というのは広域的な目でそういう

ものを見る視点を持っていると思うので、そこの計画作りの段階で、どういうコミットの仕方がこれからは可能になってくるのか、そこら辺を教えていただきたい。

農政推進課

人農地プランにつきましては、今現在は横浜市全体で一つの人農地プランというのを定めております。地域計画につきましては、令和7年には定めなければならないのですが、今は準備段階で、まだどのように策定してくかは決まっておりません。ただ、神奈川県内の他の市町村の話を聞きますと、例えば農協が同じ市であれば農協単位で作ったりとか、字(あざ)単位で作ったりとか市町全体で1本、横浜市の人農地プランと同じ単位で作ったりとか様々な状況が、それはそこの市町村の状況に合わせて作られているのかなと思います。

横浜市のほうは、地域計画につきましてはどうしていくのか、今あります人農地プランを踏まえて今後検討していくかと思います。まだ具体的には決まっていないという状況でございます。

奥村委員

横浜市のコミットの仕方についても、これから考えていくということですね。

農政推進課間邊推進委員

はい、その通りです。

認定農業者だけでなく、農業経営や地域活動などに主体的に関わっている女性農業者とあるのですが、今の時代いきなり女性農業者と限定して書いてしまうのはいいのか。文章でいきなり枕詞と女性農業者をくっつけてしまうと男性は除外されているのですかということになるので、ちょっと時代的に合わないなという気がしました。

それともう一つ、環境保全型農業に取り組む生産者等の担い手を認定し ということは、横浜型の担い手を認定するということでしょうか。どうい う条件なのかは分かりませんが、そういう制度を作るということですか。

農政推進課

認定農業者だけではなくて、先ほど名称をお示ししました、よこはまゆめファーマーという数年前からやっている女性農業者の支援事業それから環境保全型農業の支援事業も既にやっておりまして、それを明確化しようと文章化したものでございます。ただ、御意見頂いたような、確かにこの時代に改めてそういう呼称を明記するのがいいのか、すでに事業が始まっていますので、それを明文化してしまったものですから、改めて御意見として伺いましたので参考にさせていただきます。

間邊推進委員農政推進課

今まであったものを言葉にしただけで、新たにはないんですね。

そうですね。すでに事業としては始まっております。で、認定もしているというかたちでございます。

間邊推進委員

ここに表示してしまうと、非常にわかりづらい。また何か新しく認定農業者的なものを作るのかなと思ったのですが、それはないんですね。

農政推進課

そうです。ゆめファーマーさんも環境保全型農業者さんも認定して進めていますので、改めてということはないのですが、いままでそういった文章がなかったので明記をしたというかたちになります。ただ、御意見とし

ていただきましたので、参考にさせていただきたいと思います。

御質問はありませんか。なければ採決を行います。 議長

> 第9号議案ついて、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願い します。

委員 (総員挙手)

議長 総員挙手と認め、第9号議案については、承認と決定します。

議長 次に、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する意見 決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局 <第1号議案第4号を朗読>

議案の詳細については小宮推進委員から説明します。 北村委員

深谷小学校から東へ約380mの農振白地1筆です。譲受人が購入し、幼 小宮推進委員 稚園の食育等のための農地として利用するものです。御審議をお願いしま す。

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第1号議案第4号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手 をお願いします。

委員 (総員挙手)

総員挙手と認め、第1号議案第4号については、許可と決定します。

次に、第1号議案第5号を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第1号議案第5号を朗読>

上瀬谷小学校から南に約 300mの農用地3筆1団地、東に約 500mの農 用地2筆1団地および北東に約450mの農用地1筆です。経営移譲のため の世帯内贈与するもので、譲受人の肥培管理は良好です。御審議をお願い します。

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第1号議案第5号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手 をお願いします。

委員 (総員挙手)

総員挙手と認め、第1号議案第5号については、許可と決定します。

次に、第1号議案第6号を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第1号議案第6号を朗読>

小山台中学校から北東に 430mの農用地1筆です。譲受人の経営規模拡 大のため所有権を移転するものです。譲受人の肥培管理は良好です。御審 議をお願いします。

御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第1号議案第6号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手 をお願いします。

議長

議長

議長 事務局

髙橋功委員

議長

議長

議長 事務局

臼居委員

議長

委員 (総員挙手)

総員挙手と認め、第1号議案第6号については、許可と決定します。 議長

議長 次に、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見 決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

本件につきましては、書類不備のため保留とさせていただきます。 事務局

御質問はありませんか。なければ採決を行います。 議長

第2号議案第1号について、保留とすることに異議なしとする方は挙手

をお願いします。

委員 (総員挙手)

議長 総員挙手と認め、第2号議案第1号については、保留と決定します。

> 次に、第3号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を 審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局 <第3号議案第6号を朗読>

野渡委員 相鉄線いずみ中央駅から西に約300mの生産緑地1筆。ナスやエダマメ 等の露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いしま す。

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第6号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手 をお願いします。

委員 (総員挙手)

議長 総員挙手と認め、第3号議案第6号については、承認と決定します。

> 次に、第3号議案第7号を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第3号議案第7号を朗読>

> 東戸塚駅から東へ620mの農振白地と農用地の15 筆1 団地です。ナスや サトイモなどの露地野菜及びブルーベリーやブドウ等の果樹を栽培して おり、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第7号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手 をお願いします。

(総員挙手) 議長 総員挙手と認め、第3号議案第7号については、承認と決定します。

> 次に、第3号議案第8号を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第3号議案第8号を朗読>

> 相鉄いずみ野線ゆめが丘駅から北西に約 600mの農振白地1筆ほか2筆 です。トマトやキュウリ等の露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好で す。御審議をお願いします。

議長

議長

事務局 髙橋孝至委員

議長

議長

委員

議長 事務局

野渡委員

議長御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第8号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手 をお願いします。

委員 (総員挙手)

議長 総員挙手と認め、第3号議案第8号については、承認と決定します。

議長 次に、第4号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局 <第4号議案第12号を朗読>

北村委員 東俣野小学校から北東に約 300mの生産緑地1筆及び農振白地3筆です。サトイモなどの露地野菜及び果樹を栽培しており、肥培管理良好です。 御審議をお願いします。

議長 御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第 12 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙 手をお願いします。

委員 (総員挙手)

議長 総員挙手と認め、第4号議案第12号については、承認と決定します。

議長 次に、第4号議案第 13 号を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局 <第4号議案第13号を朗読>

野渡委員 相鉄線ゆめが丘駅から北西に約500mの調整白地10筆です。里芋などの 露地野菜及び柿等の果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議を お願いします。

議長 御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第13号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員 (総員挙手)

議長

議長 総員挙手と認め、第4号議案第13号については、承認と決定します。

次に、第4号議案第 14 号を審議します。事務局から説明をお願いします。 す。

事務局 <第4号議案第14号を朗読>

野渡委員 相鉄線ゆめが丘駅から西に約300mの調整白地6筆です。植木を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。

議長 御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第14号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員 (総員挙手)

議長 総員挙手と認め、第4号議案第14号については、承認と決定します。

議長

次に、第5号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第5号議案 戸14-16 を朗読>

髙橋孝至委員

議案の詳細については田中推進委員から説明します。

田中推進委員

舞岡ふるさと村虹の家から北東に約50mの農用地2筆、南に約150mの 農用地1筆および南西に約500mの農用地1筆です。露地野菜を栽培して おり、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第5号議案戸14-16について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第5号議案戸14-16については、承認と決定します。

議長

次に、第5号議案 戸 14-17 を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第5号議案 戸14-17 を朗読>

髙橋孝至委員

議案の詳細については田中推進委員から説明します。

田中推進委員

舞岡公園および市営地下鉄舞岡駅周辺の農用地 25 筆および農振白地 8 筆、計 33 筆です。露地野菜、果樹、水稲等を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第5号議案戸14-17について、承認とすることに異議なしとする方は挙 手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第5号議案戸14-17については、承認と決定します。

議長

次に、第5号議案 戸 15-01 を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第5号議案 戸15-01 を朗読>

野渡委員

相鉄線いずみ中央駅から南西に約 650mの農振白地1筆です。里芋等の露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第5号議案戸15-01 について、承認とすることに異議なしとする方は挙 手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第5号議案戸15-01については、承認と決定します。

議長

次に、第6号議案「農地造成工事の承認について」を審議します。事務 局から説明をお願いします。 事務局

<第6号議案第4号を朗読>

髙橋功委員

中瀬谷消防出張所から北西に約 350mの農用地 2 筆です。排水改善のため最大 2.0mの土の入れ替えをするものです。工期は令和 5 年 7 月 26 日から令和 5 年 9 月 30 日を予定しています。御審議をお願いします。

議長

他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第4号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手 をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第6号議案第4号については、承認と決定します。

議長

次に、第7号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明 について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第7号議案第2号を朗読>

青木委員

相鉄線瀬谷駅から北西に約 250mの生産緑地 4 筆です。主たる従事者の 死亡によるもので、体調不良のため 3 ~ 4 年前から作業ができなくなりま したが、その後は親族に指示を出して管理していました。令和 5 年 3 月に 死亡しました。御審議をお願いします。

議長

御意見はありませんか。なければ採決を行います。

第7号議案第2号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手 をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第7号議案第2号については、承認と決定します。

議長 事務局 次に、第7号議案第3号を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第7号議案第3号を朗読>

髙橋功委員

中屋敷中央公園から北に約50mの生産緑地2筆です。主たる従事者の死亡によるもので、みかんを作付けしていましたが、令和4年12月に急に倒れ、その翌日に亡くなりました。御審議をお願いします。

議長

御意見はありませんか。なければ採決を行います。

第7号議案第3号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手 をお願いします。

委員

(総昌挙手)

議長

総員挙手と認め、第7号議案第3号については、承認と決定します。

議長

次に、第8号議案「買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第8号議案 瀬谷109を朗読>

買い取り希望者がいましたら、令和5年8月7日月曜日までに事務局に 連絡をお願いします。なお、希望者がいない場合は希望者なしとして、市 長あて回答します。 議長 御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第8号議案瀬谷109について、承認とすることに異議なしとする方は挙

手をお願いします。

委員 (総員挙手)

議長 総員挙手と認め、第8号議案瀬谷109については、承認と決定します。

議長 次に、議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 <報告事項第1号から第3号まで一括で報告>

議長 報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。

御意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を南部農政事

務所からお願いします。

南部農政事務所 | <人・農地プランについて>

議長以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見・御質問

はありますでしょうか。

御意見がないようでしたら、これをもちまして第 37 回総会を閉会とい

たします。

(閉会 午後16時00分)

令和5年7月25日開催 第37回総会出欠状況

【農業委員】

番号	E E	į	名	7	役耳	哉 名	出欠状況		備	考
1	北	村		豁	会	長	出席	議長		
2	髙	橋		功	会長職務	务代理者	出席			
3	矢	島		寛	連合領	会理事	出席			
4	鈴	木		宏			出席			
5	臼	井	喜代	志			出席			
6	森		雅	則			欠席			
7	安	西	八	幸			出席			
8	舮	橋	孝	至			出席			
9	横	Щ	重	雄			出席			
10	福	本		清			出席			
11	野	渡	リツ	'子	連合領	会理事	出席			
12	奥	村		玄			出席			
13	青	木	司	光	連合領	会理事	出席	議事録	署名人	
14	安	西	健	_	連合会	会理事	出席	議事録	署名人	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏	名	役 職 名	出欠状況	備考
1	内 田	克 己		出席	
2	金 子	秀喜		出席	
3	小 宮	藤正		出席	
4	安 西	勤		出席	
5	相澤	藤雄		出席	
6	田中	豊		出席	
7	間邊	巖	連合会理事	出席	
8	根本	和 正		出席	
9	門倉	和美	連合会理事	出席	
10	遠藤	誠次		出席	
11	髙 田	芳 明		出席	

会議に出席した関係者の氏/澤田所長、小高係長、小林事務職員、石井技術職員、吉田技術職員、 栗林事務職員、幡野事務職員、山本(玲)事務職員、山本(優)事務職員

農政推進課:安藤係長、秋吉事務職員

農政推進担当: 畠山技術職員